

「廃棄物処理基準等専門委員会報告書（案）（廃棄物処理法に基づく廃棄物最終処分場からの排水基準等に関する検討（六価クロム化合物、六価クロム及び大腸菌群数）」に関する意見募集（パブリックコメント）の結果について

令和6年12月27日（金）から令和7年1月25日（土）までの間、「廃棄物処理基準等専門委員会報告書（案）（廃棄物処理法に基づく廃棄物最終処分場からの排水基準等に関する検討（六価クロム化合物、六価クロム及び大腸菌群数）」に関して御意見を募集いたしました。

お寄せいただいた御意見を整理し、それらに対する考え方を以下のとおり取りまとめたので御報告いたします。

### 1. 実施期間

令和6年12月27日（金）～令和7年1月25日（土）

### 2. 意見提出者数

e-Gov（電子）	郵送	合計	（参考）意見総数
2	0	2	3

※ 趣旨が不明確な場合や意見募集対象外の意見、氏名や住所等の記入漏れ等、意見募集要領の要件を満たさない意見は無効とした。

### 3. 提出された意見の概要及び回答

別紙参照。

No.	意見の概要	回答
1	<p>なぜ現行の基準値に大腸菌数／大腸菌群数という存在比を掛け合わせる方法によって決定したのか説明されたい。</p> <p>本基準設定に用いた大腸菌数／大腸菌群数の値(0.295)が「処分場放流水」において適用可能であるとする科学的根拠を示されたい。排水規制の時と同様に処分場放流水について大腸菌数／大腸菌群数の比を調査する必要があると考えるが、そのような調査を実施しない理由についても示されたい。</p>	<p>廃棄物処理基準等専門委員会(第10回)の「資料5_産業廃棄物最終処分場の排水等に係る調査結果」のp9「8. 管理型最終処分場の放流水の状況【大腸菌群数及び大腸菌数との比較】」に記載のあるとおり、管理型最終処分場における放流水の水質検査を実施した上で、当該報告書(案)のp5「4 大腸菌群数に関する情報(水質汚濁防止法に基づく排出水の排出の規制に係る基準等の見直しについて(答申)【令和5年11月】)」に記載のある排水実態調査による大腸菌群数と大腸菌数の測定結果を踏まえ、現行の基準値である大腸菌群数3,000個/mL相当の大腸菌数を設定しました。</p> <p>御指摘のとおり、検体の採水場所によって大腸菌群数に対する大腸菌数の存在比にばらつきが生じる可能性はありますので、施行後においても弊省調査事業である「産業廃棄物処理施設状況調査」において、改正後基準値の実態を把握してまいります。</p>
2	<p>仮に排水基準と一致させているのであれば、一致させる必要性についても示されたい。</p>	<p>水質汚濁防止法に基づく排水基準は、同法に基づく特定事業場から公共用水域に排出される排水に対して適用されること、管理型最終処分場からの放流水等も公共用水域に排出されることを勘案し、水質汚濁防止法に基づく排水基準に準じた改正後基準値に対応するための措置を講ずることとしました。</p>

3	<p>最終処分場の放流水の基準及び廃止時の保有水（浸出水）の基準に関して、埋立終了し、廃止確認前の最終処分場については新基準の適用除外等の措置が必要であると考えます。</p> <p>これら施設については、今後の維持管理に支障を及ぼすこと、また、埋立を終了し、埋め立てた廃棄物が安定化するまで維持管理しているにすぎず、これ以上、環境負荷を増大させるものではないことなどから、埋立終了した最終処分場については、現在稼働中の最終処分場とは別に、暫定基準の適用又は猶予期間の設定等の配慮が必要であると考えます。</p>	<p>本改正省令の施行前に行う水質検査については、本改正省令の施行後の排水基準等（改正後基準値）への適合性を判断するために行うものでないことから、当該水質検査の結果については本改正省令の施行前の排水基準等（改正前基準値）への適合性で判断する旨、附則第2条に経過措置を置くこととしました。</p> <p>なお、管理型最終処分場から公共用水域に排出される放流水等は、水質汚濁防止法に基づく特定事業場からの排水と同様に公共用水域に排出されることから、本改正省令施行後においては、改正後基準値に対応するための措置を講ずる必要があります。また、六価クロム化合物及び六価クロムに係る改正は、施行を公布から約1年後とし、令和8年4月にします。</p>
---	---	--